

令和8年度魚津市インターンシップ事業実施要領

1 要領の目的

この要領は、魚津市（以下「市」という。）が行うインターンシップ事業に関する基本的事項について定めるものです。

2 インターンシップの目的

魚津市インターンシップ事業は、市の観光資源等を学び就業体験を行うことにより、市の特色や魅力を知ってもらうとともに、市の仕事について興味を持ち理解を深めてもらうことを目的としています。

3 対象

原則大学3年生及び大学2年生のほか、特に認められた者（参加者の出身地や居住地、大学の所在地は問いません。）

受け入れ人数の上限は10名までとし、上限を超えた場合は書類選考により決定します。

4 日程

令和8年8月6日（木）から8月9日（日）まで（4日間）

（日程の詳細は、別紙①魚津市インターンシップ事業日程のとおりです。すべての日程に参加できない場合は応相談とします。）

5 申込方法

別紙②エントリーシート（顔写真を要添付）に入力の上、魚津市総務課職員係あてにメール送信してください。

送信先メールアドレス shokuin@city.uozu.lg.jp

6 申込期間

令和8年7月1日（水）から7月21日（火）まで【期限厳守】

7 報酬等

市は、インターンシップの受入れを決定した学生（以下「実習生」という。）に対して、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しません。

8 実習生の身分

実習生は、教育機関の学生としての身分を有し、市職員としての身分を有しません。

9 実習に専念する義務

実習生は、実習期間中、市の職員が遵守すべき法令及び条例等を遵守するとともに、市の職員の指導、監督及び指示に従い、実習に専念しなければなりません。

10 信用失墜行為の禁止

実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはなりません。

11 秘密を守る義務

- (1) 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とします。
- (2) 実習生は、市の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、事前に市の承認を得るものとします。

12 実習中における事故責任等

- (1) 実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び損害賠償責任保険に加入し、研修中の事故に関して自らの責任において対応しなければなりません。
- (2) 実習中における事故に関しては、実習生は自らの責任において対応しなければなりません。
- (3) 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、実習生は、市に対しその損害を賠償しなければなりません。
- (4) 実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負いません。

13 誓約書

実習生は、8から11までに掲げる事項を遵守することを誓約するため、実習の前までに市に対して別紙③誓約書提出しなければなりません。

送信先メールアドレス shokuin@city.uozu.lg.jp

14 実習の中止

市は、実習生が8から11までに掲げる事項に違反する行為を行ったときは、実習を中止することができるものとします。この場合、市は実習生の所属する大学にその旨通知するものとします。

15 その他

インターンシップ中に所有のスマートフォンを使用いただく場合がありますので持参ください。また、本要領に定めるもののほか、魚津市インターンシップに関して必要な事項は別途定めるものとします。